

議案第31号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例（平成3年北上市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
第3条 市立中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		第3条 市立中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
北上市立北上中学校	[略]	北上市立北上中学校	[略]
<u>北上市立東陵中学校</u>	<u>北上市立花1地割8番地</u>		
北上市立飯豊中学校	[略]	北上市立飯豊中学校	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月4日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上市立東陵中学校を廃止しようとするものである。